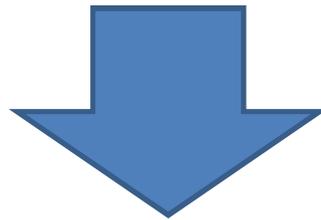


当事務所提供サービスのご案内

中央国際会計事務所

- 従前国際税務・移転価格の一部大企業のみ事項
- 大企業では専門担当者を社内に配置・対応方針構築の上、一部業務を大手税理士法人に委託する形が一般的
- 近年企業活動のグローバル化に伴い、中堅企業による海外進出が一般化
- 中堅企業で社内に国際税務専門担当者を配属することはコスト面で過重負担。また多くの会計事務所にとって国際税務・移転価格は不慣れな分野



上記の結果、海外進出を行う中堅企業において国際税務・移転価格税制に対する備えが不十分になり、結果として近年海外取引につき多額の追徴課税が行われている状況

海外取引に係る法人税調査の状況

- ▶ 海外取引に係る法人税調査において非違件数、申告漏れ所得金額とも近年増加傾向にあり、海外取引に係る税務リスク対応は海外進出を行う中堅企業にとって緊急の課題。

項目 \ 事務年度	26	27	28
実地調査件数	12,957件	13,044件	13,585件
海外取引等に係る非違件数	3,430件	3,362件	3,335件
海外取引等に係る申告漏れ所得金額	2,206億円	2,308億円	2,366億円
1件当たり申告漏れ所得金額	17,023千円	17,696千円	17,418千円

- ▶ 平成28事務年度 法人税等の調査事績の概要（国税庁）より一部抜粋

当事務所サービスの特徴

- 上記の中堅企業を取り巻く海外取引に関連する税務上のリスクに対処するため、リスク診断・対応方針の策定・国外関連取引を行う部署への周知といった大企業であれば国際税務専門担当者が行う業務を社内経理担当者と協同の上実施。
- とりわけ移転価格課税リスクへの対応は総花的に行った場合、投入したコストに見合う効果が得られないことから、個々の国外関連取引の金額的重要性・移転価格課税リスクに応じた対応の優先順位付けが重要。

当事務所の強み

- 当事務所代表は大手税理士法人及び日系大手グローバル金融機関において国際税務業務の従事経験あり。
- 上記の経験をもとに、単なる税法解釈に関するアドバイスやローカルファイルの作成代行に留まらない移転価格課税リスクへの対応についての社内対応方針の策定や国外関連取引所管部署への周知といった一般的に行われている業務より踏み込んだサービスの提供をすることが自身の経験をもとに可能。

移転価格税制と他の税制の違い (1/2)

- ▶ 法人税・消費税の他の税制は意図的な租税回避行為を行うといった特殊なケースを除き、経理処理・税務申告計算が正しく行われている限りにおいて、基本的には取引行為そのものが問題として問われることはない。従って、経理担当者・会計事務所が正しく処理を行っている限りにおいて、特段問題とならない。

移転価格税制と他の税制の違い (2/2)

- 一方移転価格税制は関連者間取引の取引価格そのものが問題となるため、経理担当者による理解だけでは不十分であり、国外関連取引所管部署の理解が必須となり、経理部署以外の部署への意識づけが課題。
- 当事務所では経理部署と協同の上、国外関連取引所管部署への周知を実施し、社内で移転価格税制の対応体制を構築するための支援活動を行うことにより上記課題を解決。